対象	該当箇所	意見
電気通信事業分野はおけるでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	第2編 電気通信 事業者の業務の確認 第6章 NTT ドコ モにおける組織事 編に係る検証結果 第1節 NTT ドコ モにおける組織果 第 1 節 MTT ドコ モにおける組織果 3 本合併に係る 公正競争への影響 に対する考え方	電気通信市場検証会議(第 37 回)における当協会 MVNO 委員会からの意見等を踏まえ、NTT ドコモによる NTT レゾナント吸収合併後の「禁止行為規制の遵守徹底」及び「NTT ドコモ新プランの接続料等と利用者料金の関係の妥当性確認」、「エコノミーMVNO に対する公平性確保」について、本検証会議にて引き続き確認および検証を行うとの考えをお示しいただいたことに感謝申し上げるとともに、その考え方に賛同いたします。 なお、MVNO の MNO グループ化が進展しているなか、二種指定事業者におけるグループ内取引において、本当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、移動通信市場において多種多様な事業者による公正な競争環境を確保するという点からも非常に重要であると考えます。この点、2020 年以降、MNO が別会社であったサブブランドやグループ内 MVNO と破口する動きが見られ、またMNO 本体が MVNO と競合する廉価プランを投入するなど、市場競争はさらに熾烈になっている状況を踏まえると、MNO やグループ内 MVNO と独立系 MVNO との同等性(イコールフッティング)の確保はこれまで以上に重要となっております。 引き続き MNO が MVNO に対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MNO グループ以外の MVNO が公正 競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行の NTT ドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を適用すべきであると考えております。 この禁止行為規制適用事業者の拡大に関して、本検証会議等の場における実態把握や検証、それに基づく議論、検討等を通じて、早期に実現することを期待いたします。
電気がおいては、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	3 電気通信事業者の強認・把握等の確認・把握(2)電気の確認・把握に当たってでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	

以上